

次世代 IT 労務月報

2025 年
4 月号
NO.32

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電話：090-2944-6028 FAX：058-234-0331
e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆2025 年 3 月分（4 月納付分）からの保険料率の改定について
- ◆労務 Q & A（社会保険料の変更通知について）

●2025 年 3 月分（4 月納付分）からの保険料率の改定について

協会けんぽより、2025 年度の健康保険料率・介護保険料率が通知されました。改定後の保険料率は 2025 年 3 月分（4 月納付分）より適用されます。協会けんぽに加入している場合、都道府県毎に保険料率が異なっておりますが、参考までに**岐阜県の保険料率**は下表の通りです。

	健康保険料率 (A)	介護保険料率 (B)	合計 (A+B)
令和 7 年度	9.93%	1.59%	11.52%
令和 6 年度	9.91%	1.60%	11.51%

※保険料は、標準報酬月額を掛けて計算しますが、実際には**事業主と被保険者で折半**となるため、被保険者の負担額は半額となります。

※厚生年金保険料率は昨年と同率（18.300%）です。

※変更後の保険料で控除するタイミングは 2 つのケースに分かれております。

A **3 月の社会保険料を 3 月払の給与**から控除している場合
⇒**3 月払の給与**から変更

B **3 月の社会保険料を 4 月払の給与**から控除している場合
⇒**4 月払の給与**から変更



2025 年度の都道府県支部ごとの保険料率（協会けんぽ HP 参照）

北海道支部	10.31%	東京支部	9.91%	滋賀支部	9.97%	香川支部	10.21%
青森支部	9.85%	神奈川支部	9.92%	京都支部	10.03%	愛媛支部	10.18%
岩手支部	9.62%	新潟支部	9.55%	大阪支部	10.24%	高知支部	10.13%
宮城支部	10.11%	富山支部	9.65%	兵庫支部	10.16%	福岡支部	10.31%
秋田支部	10.01%	石川支部	9.88%	奈良支部	10.02%	佐賀支部	10.78%
山形支部	9.75%	福井支部	9.94%	和歌山支部	10.19%	長崎支部	10.41%
福島支部	9.62%	山梨支部	9.89%	鳥取支部	9.93%	熊本支部	10.12%
茨城支部	9.67%	長野支部	9.69%	島根支部	9.94%	大分支部	10.25%
栃木支部	9.82%	岐阜支部	9.93%	岡山支部	10.17%	宮崎支部	10.09%
群馬支部	9.77%	静岡支部	9.80%	広島支部	9.97%	鹿児島支部	10.31%
埼玉支部	9.76%	愛知支部	10.03%	山口支部	10.36%	沖縄支部	9.44%
千葉支部	9.79%	三重支部	9.99%	徳島支部	10.47%		

■ 保険料率が全国平均より「高い」支部
■ 保険料率が全国平均より「低い」支部

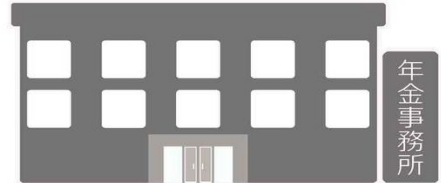
● 労務 Q&A (社会保険料の変更通知について)

Q 社会保険料が改定した場合は従業員に通知する必要がありますか？

A 通知する必要がございます。

日本年金機構の HP によりますと「事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった者に通知しなければなりません」との記載があります。しかもこの通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されてしまいます。

- (1) 被保険者の資格取得または喪失
- (2) 標準報酬月額決定または改定
- (3) 標準賞与額の決定
- (4) 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5) 上記(4)の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- (6) 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7) 上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと



※年金事務所の調査の際には、変更通知の実施状況が確認されることもあります。
※表面のような毎年 3 月分（4 月納付分）からの社会保険料率に変更になった場合においては従業員から見ても給与明細のどの内容が変更になったのか標準報酬月額等に基づいて確認できるようにしなければなりません。

変更内容の事実をどのように伝えるかは任意です。

参考までに「社会保険料変更のお知らせ」を掲載いたします。

給料支払日においては下記の書面に「月額」「健康保険料」「厚生年金保険料」「合計額」を記入して給与明細と一緒に従業員に渡すことにより通知義務を果たしたことになりますので是非、参考にして頂ければと思います。



社会保険料変更のお知らせ

SAMPLE

令和7年3月からの健康保険と介護保険の料率の変更に伴い、保険料が下記のとおりとなります。
この保険料は4月支払い給与より適用されますので、ご確認ください。

(千円)

区分	標準報酬月額		健康保険料			厚生年金保険料	合計
	健保	厚年	健康保険	介護保険	健康保険計	厚生年金	
新							

健康保険料率 99.3/1000 (内本人負担 49.65/1000)、介護保険料率 15.9/1000 (同 7.95/1000)、厚生年金料率 183/1000 (同 91.5/1000)、子供子育て拠出金率 3.6/1000 (すべて事業主の負担)、保険料は標準報酬月額に料率を乗じて算出します。標準報酬月額は実際の報酬月額ではなく、あなたの社会保険の等級に対する月額となっています。